

四日市市告示第159号

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第161号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに三世代同居等を行うための住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。）として使用する目的で親世帯若しくは子世帯のいずれかが所有する住宅のリフォーム工事等を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 三世代同居等を予定している者又は三世代同居等を開始した者で開始の日から2年以上が経過していない者。</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市三世代同居等支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、対象工事の<u>契約前</u>に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに三世代同居等を行うための住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む。）として使用する目的で親世帯若しくは子世帯のいずれかが所有する住宅のリフォーム工事等を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 三世代同居等を予定している者又は<u>令和2年4月1日以降</u>に三世代同居等を開始した者で開始の日から2年以上が経過していない者。</p> <p>(2)から(7)まで (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、四日市市三世代同居等支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、対象工事の<u>着手前</u>に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

3から5まで (略)	3から5まで (略)
------------	------------

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
(世帯代表者) 氏名
電話番号 ()

四日市市三世代同居等支援補助金交付申請書

四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅の概要及び補助金交付申請額等

住宅の所在地	四日市市
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅
住宅の建築年月	年 月
リフォーム工事等の種類	<input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 建替え
耐震改修工事の有無	有 ・ 無
工事費	円
補助金申請額	円
予定工期	年 月 日から 年 月 日まで

2. 申請者世帯構成員（記入欄が不足する場合は次頁に記入）

氏名	続柄	生年月日	年齢
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳

3. 同居世帯構成員（記入欄が不足する場合は次頁に記入）

氏名	続柄	生年月日	年齢
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳

4. 添付書類：次頁参照

【同意事項】

この補助金の申請に係る審査のため、市が私の住民基本台帳及び市町村税の納付状況について確認することに同意します。

住所
氏名

2. 申請者世帯構成員（前頁の記入欄が不足する場合に記入）

氏名	続柄	生年月日	年齢
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳

3. 同居世帯構成員（前頁の記入欄が不足する場合に記入）

氏名	続柄	生年月日	年齢
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳

※添付書類

- (1) 申請者世帯及び同居世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- (2) 申請者世帯及び同居世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 同居世帯が申請者世帯と親子関係であることを証する書類
- (4) リフォーム工事等を行う住宅の建築時期がわかる書類
- (5) 工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

誓約書

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

(申請者が自署しない場合、記名押印してください)

四日市市三世代同居等支援補助金の交付申請にあたり、次に掲げる事項について誓約します。

- (1) 地域の活動に積極的に参加しようとする意思があること。
- (2) 補助対象の住宅に3年以上定住する意思があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 市内に所有している住宅が三世代同居等に伴い空き家となる場合は、売却や賃貸などにより空き家の有効活用を図る意思があること。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガ
氏 名

電話番号 ()

四日市市三世代同居等支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市三世代同居等支援補助金について、下記のとおりその内容等を変更又は中止したいので、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 変更内容

3. 変更交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円

4. 添付資料

- (1) 変更後の工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
- (2) その他変更内容が判断できる書類
- (3) 市長が必要と認める書類

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
フリ ガナ
氏 名
電話番号 ()

四日市市三世代同居等支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市三世代同居等支援補助金について、対象となる工事が完了したので、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり実績報告します。

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 工事完了日 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) リフォーム工事等に要した費用にかかる工事代金請求明細書及び支払額を証する領収書の写し
- (3) 施工箇所にかかる施工前、施工中及び完了後の写真
- (4) リフォーム工事等にかかる検査済証の写し
※リフォーム工事等に建築確認申請を要する場合
- (5) その他市長が必要と認める書類
 世帯全員の住民票の写し
※交付申請時に三世代同居等の予定者であった場合

【同意事項】

- 1 この補助金の交付確定に係る審査のため、市が私の住民基本台帳及び市税の納付状況について確認することに同意します。
- 2 補助金交付後の調査のため、補助金の交付日から起算して3年間、市が私の住民基本台帳及び市税の納付状況について確認することに同意します。

住 所
氏 名

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号 ()

(申請者が自署しない場合、記名押印してください)

四日市市三世代同居等支援補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号 で交付の額の確定を受けた四日市市三世代同居等支援補助金について、四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 支払請求額 円

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)
	1 普通 2 当座		

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、令和5年3月31日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第160号）	(略)	
四日市市がけ地接近等危険性住宅移転補助金交付要綱（昭和54四日市市告示第150号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市子育て・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第160号）	(略)	
<u>四日市市三世代同居等支援補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第161号）</u>	<u>第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第7号様式</u>	

四日市市がけ地接近等危険性 住宅移転補助金交付要綱（昭 和54四日市市告示第150 号）	（略）
（略）	

（都市整備部都市計画課）